

発議第 5 号

令和 7 年 9 月 2 4 日

宇陀市議会

議長 西岡 宏泰 様

提出者 宇陀市議会議員 勝井 太郎

賛成者 宇陀市議会議員 奥 隆

廣澤孝英議員の名誉回復に関する決議案について

上記の議案を別紙のとおり、宇陀市議会会議規則第 1 4 条の規定により提出
します。

廣澤孝英議員の名誉回復に関する決議案

本市議会議員 廣澤孝英議員は、宇陀市を被告として名誉毀損による損害賠償請求訴訟を提起するに至った。裁判所は、市長の発言が議員の名誉を侵害するものであると認定し、市に対し損害賠償を命じ、その判決は控訴審を経て確定した。

このことは、議員としての正当な活動に不当な障害を与えただけでなく、議会制民主主義の健全な運営にも深刻な影響を及ぼすものである。

一方で、宇陀市政治倫理審査会の答申においては、廣澤孝英議員の一連の言動について、議員としてより慎重な対応が求められるとの見解が示されている。

議会と市長はともに住民の福祉の増進のために切磋琢磨する関係にある。今回、裁判によって確定した廣澤孝英議員に対する名誉毀損を回復し、双方がお互いに敬意を払い、行動することを強く求めるものである。

よって、宇陀市議会は、廣澤孝英議員の名誉をここに回復することを決議し、併せて今後同様の事態を二度と生じさせないよう、議会として最大限の努力を払うことを宣言する。

以上決議する。

令和7年9月24日

宇陀市議会